税務課

圆 固定資産税係 (117)

相続登記の申請が義務化されます

令和6年4月1日から、相続により不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から3年以内 に相続登記の申請が必要になります。また、令和6年4月1日までに相続が発生している場合にも、 相続人が相続により不動産の取得を知った日と令和6年4月1日のいずれか遅 い日から3年以内に相続登記を申請する必要があります。

法定相続情報証明制度を利用しませんか

[法定相続情報証明制度]とは、相続人が法務局(登記所)に必要な書類を提出し、登記官が内容を 確認した上で、法定相続人が誰であるのかを証明する制度です。

この制度を利用することにより、相続登記、被相続人名義の預貯金の払戻し、 相続税の申告や遺族年金等の年金手続など、各種相続手続において、戸(除)籍 謄本の提出を省略することができます。



自筆証書遺言書保管制度を利用しませんか

「自筆証書遺言書保管制度」とは、法務局が自筆証書遺言書を長期間保管する制度です。 この制度のメリットは、次のとおりです。

- ●遺言書の紛失・隠とく・改ざんなし
- ●遺言者の死亡による相続人等への通知
- ●家庭裁判所の検認手続不要
- ●保管申請手数料3.900円
- ●いつでも撤回可能



【お問い合わせ先】

鹿児島地方法務局鹿屋支局 ☎ 0994-43-6790 鹿児島地方法務局曽於出張所 ☎ 099-482-0047

※自筆証書遺言書保管制度のお問合せは鹿屋支局にお願いします

